

# でんか引渡しプラン

(主契約料金条件)

2026 年 11 月 1 日 実 施

四国電力株式会社



# でんか引渡しプラン

## 目 次

|   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 本 | 則                 | 1 |
| 1 | 適 用               | 1 |
| 2 | 契 約 種 別           | 1 |
| 3 | 適 用 範 囲           | 1 |
| 4 | 供給電気方式，供給電圧および周波数 | 1 |
| 5 | 契約負荷設備            | 1 |
| 6 | 契 約 容 量           | 2 |
| 7 | 料 金               | 2 |
| 8 | そ の 他             | 3 |
| 附 | 則                 | 5 |
| 別 | 表                 | 6 |



# 本 則

## 1 適 用

このでんか引渡しプラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

## 2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，でんか引渡しプランといたします。

## 3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)または(2)に該当し，この料金条件により新たに電気の供給を受けた後，新たなお客さまへの引渡しをとまなう需要で，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお，お客さまが新たなお客さまへの引渡しにともない電気の使用を廃止される場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

## 4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

## 5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## 6 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として需給条件13（契約容量および契約電力）(1)に準じて定めます。ただし、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が需給条件12（需要区分）(1)イに該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

なお、最大需要容量は、需給条件12（需要区分）(1)に準じてえた値といたします。

- (2) 別表3（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表3（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

- イ 契約負荷設備のうち別表3（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として需給条件13（契約容量および契約電力）(1)の契約容量決定方法に準じてえた値  
ロ 契約負荷設備のうち別表3（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、別表3（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が需給条件12（需要区分）(1)イに該当する場合は、イの値は、その最大需要容量にもとづき(1)に準じて定めます。

## 7 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、需

給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、需給条件別表 2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表 1（基準単価）によるものいたします。

(1) 最低料金

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 契約につき最初の11キロワット時まで | 953円13銭 |
|----------------------|---------|

(2) 電力量料金

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき  | 31円42銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき | 38円04銭 |
| 300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき            | 39円35銭 |

## 8 そ の 他

(1) 需給条件別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は、別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものいたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が  
次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日ま  
での日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の  
検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応す  
るものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検  
針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対  
応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この料金条件は、2026年11月 1 日から実施いたします。

### 2 この料金条件の実施にともなう経過措置

この料金条件にもとづく、2026年11月の検針日の前日まで（2026年11月の検針日より前に需給契約が消滅した場合は、その消滅日の前日までといたします。）の料金は、本則 7（料金）にかかわらず、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、需給条件別表 2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表 1（基準単価）によるものといたします。

#### (1) 最 低 料 金

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 契約につき最初の11キロワット時まで | 666円89銭 |
|----------------------|---------|

#### (2) 電 力 量 料 金

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき  | 30円65銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき | 37円27銭 |
| 300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき            | 38円58銭 |

# 別 表

## 1 基 準 単 価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、次のとおりといたします。

|         |                      |         |
|---------|----------------------|---------|
| 最 低 料 金 | 1 契約につき最初の11キロワット時まで | 1円69銭4厘 |
| 電力量料金   | 上記をこえる 1 キロワット時につき   | 15銭4厘   |

## 2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、需給条件別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{array}{lcl} \text{第 1 段階料金} & 120 \text{ キロ} & \text{日割計算対象日数} \\ = & \times & \frac{\text{検針期間等の日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \text{最 低 料 金} \\ \text{適 用 電 力 量} & \text{ワ ッ ト 時} & \text{適 用 電 力 量} \end{array}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{array}{lcl} \text{第 2 段階料金} & 300 \text{ キロ} & \text{日割計算対象日数} \\ = & \times & \frac{\text{検針期間等の日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \text{最 低 料 金} \\ \text{適 用 電 力 量} & \text{ワ ッ ト 時} & \text{第 1 段階料金} \\ & & \text{適 用 電 力 量} \end{array}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をい

います。

- (2) 需給条件20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### 3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは，主に毎日午前0時から午前9時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間（以下「夜間時間」といいます。）に通電する機能を有し，夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 給湯または暖房等単一の用途に対応する機能を有するもの。

ロ 給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

- (2) (1)の「主に夜間時間に通電する機能を有し」には，お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は，当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。